

予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともにお母さんからも弱った病気に対する抵抗力（免疫）がだんだんと弱くなってきます。これからは元気にすくすくと育つには、予防接種を受けることが大事です。予防接種を正しく理解して、必要な時期に必要な予防接種を受けましょう。

定期予防接種については、新生児訪問や郵送などで個別にお知らせしています。転入などにより、各予防接種受診票がお手元ない場合は、ご

連絡ください。

予防接種は、種類によって受けられる対象年齢が異なります。接種回数・接種間隔・接種期間について不明な点は、お問い合わせください。毎週月曜日の乳幼児健康相談では、予防接種のスケジュールに関する相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。

○定期予防接種の種類

四種混合、二種混合、ポリオ、麻しん・風しん混合、BCG、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、水痘、日本脳炎、B型肝炎

子ども任意予防接種の費用を半額助成します

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに受けた任意予防接種の費用を半額助成します。

おたふくかぜ	対象年齢	助成額	上限額
1歳から未就学児	半額 (医療機関で一度、全額お支払ください)	3,000円	(各1回当たり) 5価3回接種 6,000円 1価2回接種 8,000円
ロタウイルスワクチン	生後6週から32週		

○対象者 町に住所を有する乳幼児

○申請方法

助成を希望される方は、次の書類などを持参のうえ、手続きをしてください。

- ①予防接種を受けたことを証明する領収書
- ②母子手帳
- ③振り込み先を確認できるもの（通帳など）
- ④印鑑



■問合せ 子ども未来課子ども支援係 ☎ 47-2367 認定こども園内

平成30年度自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎ 23-6826

募集種目	資格	受付期間	1次試験
幹部候補生 (一次試験)	一般 22歳以上26歳未満(20歳以上22歳未満は大卒(見込含)、修士課程修了者など(見込含)は28歳未満)	～5月1日(火)	5月12日(土)筆記試験 13日(日)飛行要員 (帯広・美幌・釧路)
	歯科薬剤師 専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満(薬剤は20歳以上28歳未満)		5月12日(土)(帯広)
一般曹候補生 (一次試験)	18歳以上27歳未満	～5月1日(火)	5月26日(土) (帯広・美幌・北見・釧路)
自衛官候補生	18歳以上27歳未満	年間を通じて	6月16日(土)(美幌・釧路) 6月17日(日)(帯広)

各種福祉計画を策定しました

第7期 高齢者保健福祉計画 訓子府町 介護保険事業計画

第7期の訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画期間:平成30年度～平成32年度)を策定しました。

この計画は、平成30年度から3年間の高齢者福祉施策や介護保険事業の推進の方針を定めるとともに、介護保険料算定の基礎となるものです。

計画書は、福祉保健課と町図書館のまちづくり情報コーナーで閲覧できます。

○問合せ 福祉保健課介護保険係

第5期訓子府町障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく、第5期の「訓子府町障がい福祉計画」(平成30年度～平成32年度)を策定しました。

この計画は、3年間の障害福祉サービスの種類ごとの必要量とその確保のための方策を定めた計画です。今後は、この計画に基づき、障がいのある方もない方も「みんなが笑顔で安心して暮らせるまちづくり」に向けて、障がい者施策を展開していきます。

計画書は福祉保健課と図書館のまちづくり情報コーナーで閲覧できます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

児童扶養手当や特別児童扶養手当などの支給額が改定されました

ひとり親家庭や重度障がいのある方、その保護者の方に対し、児童扶養手当や特別児童扶養手当などの手当が支給されていますが、平成30年4月から物価指数の変動などにより、支給額が増額となりました。

■児童扶養手当

ひとり親で児童を養育している方などに支給される手当です。

■特別児童扶養手当

20歳未満の精神または身体に障がいをもつ児童を養育している方に支給される手当です。

■特別障害者手当

20歳以上で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。

■障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です。

■福祉手当(経過措置分)

昭和61年3月末日まで福祉手当を受給していた20歳以上の人で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれかの支給を受けられなかった人に支給される手当です。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

平成30年4月分から支給額が増額となりました

手当の種類	平成30年3月分まで		平成30年4月分から		
	全額支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額	全額支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額	
児童扶養手当	(児童が1人の場合)	42,290円	42,280円～9,980円	42,500円	42,490円～10,030円
	(児童が2人の場合)	9,990円を加算	9,980円～5,000円を加算	10,040円を加算	10,030円～5,020円を加算
	(児童が3人目以降)	以降1人増すごとに5,990円を加算	5,980円～3,000円を加算	以降1人増すごとに6,020円を加算	6,010円～3,010円を加算
特別児童扶養手当(1級)		51,450円		51,700円	
特別児童扶養手当(2級)		34,270円		34,430円	
特別障害者手当		26,810円		26,940円	
障害児福祉手当		14,580円		14,650円	
福祉手当(経過措置分)		14,580円		14,650円	

※前年の所得が一定の額を超えた場合は、支給が停止されることがあります。

■問合せ 福祉保健課 ☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番

